

ため池の防災減災対策に関する調査

結 果 報 告 書

令和 6 年 6 月

総務省行政評価局

前 書 き

降水量が少なく、大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために人工的に造成された農業用ため池（以下「ため池」という。）は、西日本を中心に全国に約 15 万箇所存在している。

他方で、ため池は江戸時代以前に築造され、劣化が進行しているものが多く、近年豪雨等によりため池が決壊する事例が頻発しており、人的被害も発生していることから、ため池の防災減災対策の実施が喫緊の課題となっている。

このため、令和元年 7 月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）が施行され、所有者による都道府県知事へのため池情報の届出の義務付けや、市町村長によるハザードマップの作成等に係る規定が整備されたほか、2 年 10 月には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）が 12 年度末までの時限立法として施行され、都道府県知事が防災重点農業用ため池を指定し、劣化状況評価等の結果に基づき、防災工事を集中的かつ計画的に行う仕組みが整備された。

このように、ため池の防災減災対策に係る法的枠組みが整備され、各地域において新たな取組が開始されつつあるが、①豪雨や地震などの自然災害は毎年のように発生する中、年々老朽化が進むため池の決壊等の被害を防止するため、各地方公共団体は防災工事（ハード対策）の必要性を早急に見極めなければならないこと、②他方で、防災工事の実施には多くの予算と人員が必要であり、工事期間も長期に及ぶ場合があることから、防災工事の実施と同時にため池ハザードマップによる住民への災害に関する情報の周知など、減災対策（ソフト対策）も着実に実施することが求められている。

このような状況を踏まえ、本調査は、地方公共団体におけるため池の防災減災の取組の実態や課題を把握し、豪雨被害等の防止に向けた、防災工事の適切な実施と住民への迅速な情報提供の実現を促進するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等.....	1
第2 調査結果.....	2
1 ため池の防災対策の実施状況	2
(1) 防災重点農業用ため池の指定状況	2
(2) 劣化状況評価等の実施状況	8
(3) 防災工事の実施状況	18
2 ため池の減災対策の実施状況	24
(1) ハザードマップの作成状況等	24
(2) 避難情報の住民への周知状況等	30
3 資料編	36

